

○宇都宮市公園条例

昭和29年7月1日

条例第27号

改正 昭和31年12月第42号

昭和33年4月第13号

昭和34年4月第12号

昭和38年3月第13号

昭和38年9月第34号

昭和39年3月第27号

昭和39年10月第61号

昭和40年3月第22号

昭和40年9月第29号

昭和41年6月第37号

昭和41年9月第45号

昭和42年9月第31号

昭和43年3月第19号

昭和43年9月第37号

昭和44年3月第20号

昭和44年6月第37号

昭和44年10月第48号

昭和45年4月第20号

昭和45年6月第31号

昭和46年3月第26号

昭和47年3月第21号

昭和47年6月第32号

昭和48年3月第22号

昭和48年12月第46号

昭和48年12月第53号

昭和49年3月第7号

昭和49年3月第31号

昭和49年10月第52号

昭和50年3月第25号
昭和50年6月第38号
昭和51年3月第15号
昭和52年6月第33号
昭和52年6月第34号
昭和53年3月第18号
昭和53年9月第36号
昭和54年3月第10号
昭和54年9月第23号
昭和55年3月第21号
昭和55年3月第22号
昭和55年9月第37号
昭和56年3月第21号
昭和56年9月第43号
昭和56年12月第47号
昭和57年3月第18号
昭和57年9月第37号
昭和57年12月第45号
昭和58年3月第14号
昭和59年3月第16号
昭和59年12月第40号
昭和59年12月第46号
昭和60年3月第13号
昭和60年6月第23号
昭和60年12月第29号
昭和61年3月第12号
昭和61年6月第31号
昭和61年12月第44号
昭和61年12月第50号
昭和62年3月第17号
昭和62年12月第38号

昭和63年 3 月第12号
昭和63年 6 月第21号
昭和63年 6 月第24号
平成元年 3 月第 9 号
平成元年 9 月第48号
平成元年 9 月第50号
平成 2 年 3 月第 4 号
平成 2 年 9 月第29号
平成 2 年 9 月第30号
平成 3 年 3 月第 7 号
平成 3 年 6 月第34号
平成 3 年12月第41号
平成 4 年 3 月第22号
平成 4 年 9 月第45号
平成 5 年 3 月第15号
平成 5 年 6 月第28号
平成 5 年 9 月第30号
平成 5 年12月第48号
平成 6 年 3 月第21号
平成 7 年 3 月第 2 号
平成 7 年 3 月第20号
平成 7 年12月第36号
平成 8 年 3 月第24号
平成 8 年 9 月第40号
平成 9 年 3 月第 4 号
平成11年12月第31号
平成14年 3 月第19号
平成14年 9 月第40号
平成15年 6 月第31号
平成15年12月第38号
平成16年 3 月第22号

平成16年12月第37号
平成16年12月第43号
平成17年6月第59号
平成19年3月第37号
平成19年3月第65号
平成19年12月第85号
平成22年6月第34号
平成23年12月第35号
平成24年3月第18号
平成26年3月第2号
平成26年12月第50号
平成28年12月第52号
平成30年6月第26号
平成31年3月第22号
令和元年7月第2号
令和2年9月第44号
令和2年12月第46号
令和2年12月第53号
令和3年7月第27号

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、別に定めがあるものを除き、市公園の設置、管理等について必要な事項を定め、公園の健全な発達と利用の適正を図り、もって市民の福祉の増進と生活文化の向上に寄与することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公園 市民の健康を保持増進し、情操、教養を高め、その他市民のレクリエーションに資するため、市が設置した園地をいう。
- (2) 公園施設 都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する公園施設をいう。

(3) 公園有料施設 公園施設のうち、有料で利用させる施設（附帯設備を含む。）をいう。

（昭38条例13・昭39条例27・昭45条例31・平19条例37・一部改正）

第3条及び第4条 削除

（平7条例20）

第2章 公園の管理

（行為の制限）

第5条 公園において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
- (2) 業として写真又は映画を撮影すること。
- (3) 興行を行うこと。
- (4) 競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。
- (5) 市長の指定する公園有料施設に広告を表示すること。

2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期限、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。この場合において、公園内の土地の占有を伴うものにあつては、前段の規定にかかわらず、第13条に規定する手続によるものとする。次項の場合も同様とする。

3 第1項の許可を受けた者は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。

4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、第1項又は前項の許可を与えることができる。

5 市長は、第1項又は第3項の許可に公園の管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

（昭48条例22・全改，昭62条例38・一部改正）

（行為の禁止）

第6条 公園においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、第5条、第7条の2又は第13条の許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。

- (3) 土地の形質を変更すること。
- (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
- (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
- (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
- (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
- (8) 公園をその用途外に使用すること。

(昭48条例22・追加, 平19条例37・一部改正)

(利用の禁止又は制限)

第7条 市長は、公園の維持保存上特に必要があると認めるときは、その公園の全部又は一部の利用を禁止し、又は制限することができる。

(昭39条例27・一部改正, 昭48条例22・旧第6条線下・一部改正)

(公園施設の設置等の許可)

第7条の2 法第5条第2項の規定に基づき、公園施設を設け、又は管理しようとする者は、申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可申請書に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 公園施設設置許可申請書

ア 申請者の住所、氏名及び職業（法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名及び営業種目とする。以下同じ。）

イ 公園施設の種類及び数量

ウ 設置目的

エ 設置期間

オ 設置場所

カ 公園施設の構造

キ 公園施設の管理方法

ク その他市長の指示する事項

(2) 公園施設管理許可申請書

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 公園施設の所在、種類及び数量

ウ 管理目的

エ 管理期間

オ 管理方法

カ その他市長の指示する事項

(3) 変更許可申請書

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 変更する事項

ウ 変更する理由

エ その他市長の指示する事項

3 申請者は、市内に住所又は主たる事務所を有する者でなければならない。

(昭45条例31・追加)

第3章 公園有料施設

(種別及び設置場所)

第8条 公園有料施設の種別及び設置場所は、次のとおりとする。

種別	設置場所
体育館	清原中央公園
野球場	宮原運動公園，駒生運動公園，御幸公園，鬼怒川緑地運動公園，柳田緑地，みずほの中央公園，道場宿緑地，清原南公園，清原中央公園
ソフトボール場	鬼怒川緑地運動公園，柳田緑地，道場宿緑地
サッカー場	柳田緑地
庭球場	宮原運動公園，清原中央公園
プール	宇都宮駅東公園，河内総合運動公園
アーチェリー場	みずほの中央公園
多目的運動広場	鬼怒川緑地運動公園，河内総合運動公園
陸上競技場	河内総合運動公園
展望塔	八幡山公園
交通公園	
教養施設（和室）	宇都宮城址公園
美術館	うつのみや文化の森
バーベキューパーク	みずほの自然の森公園
イベントスペース	

(平3条例41・全改, 平7条例20・平8条例40・平14条例40・平15条例38・平19条例37・平19条例65・平19条例85・平22条例34・平24条例18・平30条例26・一部改正)

(使用の許可)

第8条の2 公園有料施設を使用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請し、許可を得なければならない。

2 市長は、公園有料施設の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 第1項の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。

4 市長は、公園有料施設の使用が3日以上にわたる貸切使用であり、又は反復使用することによつて他の使用者の使用の妨げとなる場合その他当該公園有料施設の設置の目的に反すると認める場合には、その使用を許可してはならない。

5 市長は、売店等施設として公園有料施設の一部を使用許可する場合において、管理上必要があるときは、当該許可に際し条件を付し、又は保証金を徴し、若しくは保証人を立てさせることができる。

(昭38条例13・一部改正, 昭43条例37・旧第8条繰下, 昭45条例31・昭47条例32・一部改正)

(利用の禁止又は制限)

第8条の3 市長は、公園有料施設を貸切使用させたときその他市長において必要があると認めるときは、一般の利用を禁止し、又は制限することができる。

(昭45条例31・追加, 昭48条例22・一部改正)

(目的外使用)

第8条の4 市長は、公園有料施設のうち清原体育館及び宇都宮清原球場をその用途又は目的を妨げない限度において、体育以外の用に使用させることができる。

(平3条例41・追加)

(使用料)

第9条 公園有料施設の利用者は、使用許可を受けた際使用料を納付しなければならない。

2 前項の場合において、附属設備を使用するときは、その使用料を併せて納付しなければならない。ただし、清原体育館の附属設備を個人で使用するときの当該附属設備に係る使用料は、無料とする。

- 3 前2項の使用料の額は、別表第1のとおりとする。
- 4 市長は、特に必要があると認めるときは、公園有料施設について特別入場券を発行することができる。
- 5 前項の特別入場券を所持する者については、使用料を徴収しない。
- 6 第1項の規定にかかわらず、市内に居住し、又は通学する高校生以下の者が、次の各号に掲げる公園有料施設を使用するときは、当該各号に定める使用料を徴収しない。
 - (1) 宇都宮駅東公園プール 別表第1に規定する当該施設の個人使用の場合における一般又は中学生以下の区分に定められた使用料
 - (2) 河内総合運動公園屋内プール 別表第1に規定する当該施設の個人使用の場合における一般又は中学生以下又は65歳以上の者の区分に定められた使用料（超過料金を除く。）
 - (3) 八幡山公園展望塔 別表第1に規定する当該施設の大人又は小学生及び中学生の区分に定められた使用料
- 7 第1項の規定にかかわらず、幼児（小学校就学の始期に達するまでの者をいう。以下同じ。）が河内総合運動公園屋内プール又は河内総合運動公園陸上競技場を使用するときは、別表第1に規定する当該施設の個人使用の場合における中学生以下又は65歳以上の者の区分に定められた使用料を徴収しない。
- 8 第1項の規定にかかわらず、土曜日において、市内に居住する中学生以下の者が八幡山交通公園を使用するときは、別表第1に規定する当該施設のゴーカートの区分に定められた使用料を徴収しない。

（昭39条例27・全改，昭45条例31・昭46条例26・昭62条例38・平3条例41・平7条例20・平8条例24・平9条例4・平14条例19・平15条例31・平16条例22・平16条例37・平19条例37・平24条例18・一部改正）

（回数券，定期券及び使用券購入カード）

- 第9条の2 市長は、公園有料施設について回数券，定期券（12月以内のものに限る。以下同じ。）及び使用券購入カードを発行することができる。
- 2 前項の回数券の料金は、利用可能回数に相当する金額の100分の20以内の額を減額するものとし、発行を受けた際納付しなければならない。
 - 3 第1項の定期券の料金は、公園有料施設1回当たりの使用料の60倍以内の額で、規則で定める額とし、発行を受けた際納付しなければならない。
 - 4 第1項の使用券購入カードの料金は、払込金額に100分の10の使用価額を付加するもの

とし、発行を受けた際納付しなければならない。

5 回数券、定期券及び使用券購入カードの発行について必要な事項は、規則で定める。

(平3条例41・追加, 平7条例36・平11条例31・平17条例59・平19条例37・一部改正)

(使用料の不還付)

第10条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 使用者が、自己の責によらない事由により使用することができないとき。
- (2) 使用者が、使用開始前に使用を取りやめる旨の申し出をしたとき。
- (3) その他市長が相当の事由があると認めたとき。

(昭39条例27・全改)

(使用者の義務)

第11条 使用者は、公園有料施設の設備を変更し、又はその用途外に使用してはならない。

ただし、公園有料施設内に仮設備をしようとする場合で市長が相当の事由があると認めたときは、この限りでない。

(昭39条例27・全改, 昭47条例32・一部改正)

第4章 公園内土地の占用の許可

(占用の許可)

第12条 市長は、第1条の目的に支障がないと認める場合及び公衆の便益に供するものと認められる場合に限り、公園内の土地（以下「土地」という。）の一部の占用を許可することができる。

(昭39条例27・一部改正)

第13条 法第6条第1項及び前条の規定に基づき、公園施設以外の工作物その他の物件又は施設（以下「占有物件」という。）を設けて土地を占有しようとする者は、申請書を提出して市長の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。ただし、占有物件の軽易な改装等で市長が定めるものについては、この限りでない。

2 前項の許可申請書に記載する事項は、次のとおりとする。

(1) 占有許可申請書

ア 申請者の住所、氏名及び職業

イ 占有物件の種類及び数量

- ウ 占用目的
- エ 占用期間
- オ 占用場所
- カ 占用物件の構造
- キ 占用物件の管理方法
- ク その他市長の指示する事項

(2) 変更許可申請書

- ア 申請者の住所、氏名及び職業
- イ 変更する事項
- ウ 変更する理由
- エ その他市長の指示する事項

(昭45条例31・全改)

(占用の条件)

第14条 第8条の2第5項の規定は、第12条の許可について準用する。

(昭47条例32・全改)

第15条 市長は、公園管理上、使用方法及び営業手段について勧告及び命令を発することができる。

(昭39条例27・一部改正)

(土地の占用料)

第16条 第7条の2の規定により公園施設の設置の許可を受けた者又は第13条（第5条第2項において準用する場合を含む。）の規定により土地の占用の許可を受けた者は、占用の許可の期間に応じて、別表第2の該当する金額の合計額（1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）を土地の占用料として納付しなければならない。

(昭45条例31・全改、昭46条例26・昭61条例50・平3条例41・平7条例20・平9条例4・平16条例37・一部改正)

第17条 第10条の規定は、前条の占用料に準用する。

(占用者の義務)

第18条 占用者が占用の区域内で次の行為をする場合は、市長の承認を得なければならない。

- (1) 工作物の建設、増築又は模様替（内部の簡易なものを除く。）をすること。
- (2) 工作物を質権若しくは抵当権の目的に供し、又は其の所有権を移転すること。

(昭39条例27・一部改正)

第5章 雑則

(転貸の禁止)

第19条 第5条、第7条の2、第8条の2又は第13条の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る公園施設、公園有料施設又は占用物件若しくは占用土地を他人に転貸することができない。

(昭45条例31・全改、昭48条例22・一部改正)

(使用及び占用許可承継の届出)

第20条 民法(明治31年法律第9号)上の承継権によつて、この条例に基づいて得た使用及び占用に関する許可を承継しようとする者は、ただちにその旨を市長に届出で、許可を得なければならない。

(昭39条例27・昭45条例31・一部改正)

(使用料及び占用料の減免)

第21条 市長は、次の各号の一に該当する場合には、使用料又は占用料を減免することができる。

- (1) 天災地変その他不可抗力により公園有料施設又は土地の占用ができなくなつたとき。
- (2) 公益を目的とする場合
- (3) 営利を目的としない場合
- (4) その他市長が減免することが適当と認める事由があるとき。

(昭39条例27・一部改正)

(使用及び占用の許可取消等)

第22条 次の各号の一に該当する場合には、市長は、使用の許可を取り消し、若しくは使用を停止し、又は占用の許可を取り消し、占用を停止し、若しくは条件を変更することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定により許可を受けたとき。
- (3) 第15条の規定による市長の勧告又は命令を履行しないとき。
- (4) 第11条又は第19条の規定に違反したとき。
- (5) 第16条の占用料を滞納したとき。
- (6) その他公園の管理上必要があるとき。

2 前項第6号の規定により使用若しくは占用の許可の取消し、又は使用若しくは占用の停

止をする場合には、市長は、その旨を予告しなければならない。

(昭39条例27・全改，昭45条例31・昭48条例22・一部改正)

(原状回復の義務)

第23条 第5条第1項の許可を受けないで同条同項各号の行為をした者並びに許可を受け
ないで第6条第1号から第3号まで及び第5号の行為をした者がいるときは、市長は、そ
の者に対してすみやかにその施設若しくは土地を原状に回復させ、又は施設物を撤去させ
ることができる。

2 使用者及び占有者は、使用又は占有が終つたとき、若しくは前条第1項の規定により許
可を取り消されたときは、すみやかにその使用した公園有料施設又は占有した土地を原状
に回復して返還しなければならない。

3 使用者及び占有者が前項の義務を履行しないときは、市長は、これを代執行し、その費
用を使用者又は占有者から徴収するものとする。

(昭39条例27・全改，昭45条例31・昭48条例22・一部改正)

(保管した工作物等の公示事項)

第24条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種
類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等の放置されていた場所及び当該工作物等を除却した日時
- (3) 当該工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事
項

(平16条例43・追加)

(保管した工作物等の公示の方法)

第25条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 保管を始めた日から起算して14日を経過するまでの期間、前条各号に掲げる事項を
規則で定める場所に掲示すること。
 - (2) 前号の公示に係る工作物等のうち、特に貴重と認められるものについては、同号の
期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権
限を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないとき
は、当該公示の要旨を告示すること。
- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める場所に保管工作

物等一覧簿を備え付け、閲覧に供するものとする。

(平16条例43・追加)

(工作物等の価額の評価の方法)

第26条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額は、取引の実例価格、当該工作物等の使用期間、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案して評価するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価について専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(平16条例43・追加)

(保管した工作物等の売却の方法)

第27条 法第27条第6項の規定による保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

(平16条例43・追加)

(保管した工作物等の返還の手続)

第28条 市長は、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。）を当該工作物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその氏名及び住所を証する書類を提示させる等の方法によつてその者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、受領書と引換えに返還するものとする。

(平16条例43・追加)

(損害賠償の義務)

第29条 使用者が使用する施設及びその附属物品等を亡失し、滅失し、又はき損したときは、使用者は、直ちにこれを原状に回復し、又は市長の定める額によりその損害額を賠償しなければならない。ただし、天災等自己の責によらない事由によるときその他市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

2 前項の規定は、占用者について準用する。

(昭39条例27・全改、平16条例43・旧第24条繰下)

(過料)

第30条 土地占用者が無断で許可区域を超えて使用した場合は、市長は、第16条に規定する占用料を徴収するほか、50,000円以下の過料に処する。

(昭39条例27・昭41条例37・昭45条例31・平7条例2・一部改正, 平16条例43・旧第25条繰下)

第31条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては, 市長は, 第9条の使用料又は第16条の占用料の額のそれぞれ5倍に相当する金額以内の過料に処する。

(1) 第5条, 第7条の2, 第8条の2又は第13条の規定による許可なくして, 土地又は公園有料施設を使用した者

(2) 使用者又は占有者が返還期限までに当該使用又は占有に係る物件を返還しないとき。
(昭39条例27・昭43条例37・昭45条例31・昭48条例22・平7条例2・一部改正, 平16条例43・旧第26条繰下・一部改正)

第32条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては, 市長は, 50,000円以下の過料に処する。

(1) 虚偽の手段をもつて第5条, 第7条の2, 第8条の2又は第13条の規定による許可を受けた者

(2) 第11条, 第19条, 第20条又は前条の規定に違反した者
(昭43条例37・昭45条例31・昭48条例22・平7条例2・一部改正, 平16条例43・旧第27条繰下・一部改正, 平17条例59・一部改正)

(美術館の管理等)

第33条 この条例の規定(第8条を除く。)にかかわらず, うつのみや文化の森に設置する美術館の管理及び使用料について必要な事項は, 別に条例で定める。

(平8条例40・追加, 平16条例43・旧第28条繰下)

(指定管理者による管理)

第34条 市長は, 公園の設置目的を効果的に達成するため, 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づく指定管理者(以下「指定管理者」という。)に公園の管理を行わせることができる。

(平17条例59・追加)

(指定管理者が行う業務の範囲)

第35条 前条の規定により指定管理者に公園の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は, 次に掲げる業務とする。

- (1) 公園有料施設の利用の許可及び制限に関する業務
- (2) 公園の利用の禁止又は制限に関する業務
- (3) 公園の維持管理に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

2 前項の規定にかかわらず、前条の規定により指定管理者に八幡山公園の管理を行わせる場合に当該指定管理者が行う業務は、前項各号に掲げる業務のほか、第5条第1項第1号から第4号までに掲げる行為の許可に関する業務とする。

3 前2項に規定する場合において、第8条の2及び第8条の3（前項に規定する場合にあつては、第5条、第8条の2、第8条の3及び第23条第1項）の規定の適用については、これらの規定（第8条の2第5項を除く。）中「市長」とあるのは、「指定管理者」とする。

4 第1項に規定する場合において、第22条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、指定管理者は、公園有料施設の利用の許可を取り消し、又は利用を停止することができる。

(1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。

(2) 偽りその他不正な手段により、この条例の規定により許可を受けたとき。

(3) 第11条又は第19条の規定に違反したとき。

(4) その他公園の管理上必要があるとき。

(平17条例59・追加、平26条例50・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第36条 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところに従い、適正に公園の管理を行わなければならない。

(平17条例59・追加)

(利用料金)

第37条 第35条第1項に規定する場合において、公園有料施設（教養施設（和室）を除く。この条から第39条まで同じ。）の利用許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用許可を受けた際利用料金を指定管理者に納付しなければならない。

2 前項の場合において、附属設備を利用するときは、その利用料金を併せて納付しなければならない。ただし、清原体育館の附属設備を個人で利用するときの当該附属設備に係る利用料金は、無料とする。

3 第9条から第10条まで及び第21条（占用料の減免を除く。）の規定は、利用料金については、適用しない。

4 第1項に規定する場合において、第8条の2の規定の適用については、同条の見出し及び同条第1項中「使用」とあるのは「利用」とし、同条第3項中「使用者」とあるのは「利

用者」とし、同条第4項中「使用」とあるのは「利用」と、「貸切使用」とあるのは「貸切利用」と、「反復使用」とあるのは「反復利用」と、「使用者」とあるのは「利用者」とし、第8条の3の規定の適用については、同条中「貸切使用」とあるのは「貸切利用」とし、第11条の規定の適用については、同条見出し中「使用者」を「利用者」とし、同条中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」とし、第23条の規定の適用については、同条第2項中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」とし、同条第3項中「使用者」とあるのは「利用者」とし、第29条の規定の適用については、同条第1項中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」とし、第31条の規定の適用については、同条第1号中「使用」とあるのは「利用」とし、同条第2号中「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用」とあるのは「利用」とし、第33条の規定の適用については、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」とし、別表第1（備考を含む。）の規定の適用については、同表中「貸切使用」とあるのは「貸切利用」と、「個人使用」とあるのは「個人利用」とし、同表備考中「使用」とあるのは「利用」と、「使用者」とあるのは「利用者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と、「使用時間帯」とあるのは「利用時間帯」とする。

- 5 指定管理者は、市長が特に必要があると認めるときは、公園有料施設について特別入場券を発行することができる。
- 6 前項の特別入場券を所持する者については、利用料金を徴収しない。
- 7 第1項の規定にかかわらず、市内に居住し、又は通学する高校生以下の者が、宇都宮駅東公園プール、河内総合運動公園屋内プール又は八幡山公園展望塔を利用するときは、別表第1に規定する当該施設の個人利用の場合における一般、中学生以下、中学生以下又は65歳以上の者、大人又は小学生及び中学生の区分により定める利用料金（超過料金を除く。）を徴収しない。
- 8 第1項の規定にかかわらず、幼児が河内総合運動公園屋内プール又は河内総合運動公園陸上競技場を利用するときは、別表第1に規定する当該施設の個人利用の場合における中学生以下又は65歳以上の者の区分により定める利用料金を徴収しない。
- 9 第1項の規定にかかわらず、土曜日において、市内に居住する中学生以下の者が八幡山交通公園を利用するときは、別表第1第11項の表八幡山交通公園ゴーカートの項の規定により定める利用料金を徴収しない。
- 10 指定管理者は、第1項及び第2項に掲げる利用料金を自己の収入として収受するものとする。

(平17条例59・追加, 平19条例37・平24条例18・平26条例50・平30条例26・一部改正)

(利用料金の承認)

- 第38条 利用料金の額は、別表第1第1項から第11項までの表及び別表第1備考第11項に定める金額の範囲内において、公園有料施設、利用形態及び区分ごとに指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。
- 2 前項の場合において、別表第1備考第2項から第5項まで、第10項及び第11項に規定する倍数については、当該倍数を上限として、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。
 - 3 市長は、利用料金が第34条の管理に係る業務の適切な運営に要する費用に照らし妥当なものと認めるときは、前2項の承認を与えるものとする。
 - 4 指定管理者は、第1項又は第2項の承認を受けたときは、速やかにその利用料金を公表しなければならない。

(平17条例59・追加, 平19条例37・平26条例50・平30条例26・一部改正)

(回数券、定期券及び使用券購入カードによる利用料金)

- 第39条 指定管理者は、公園有料施設について回数券、定期券（12月以内のものに限る。以下同じ。）及び使用券購入カードを発行することができる。
- 2 回数券、定期券又は使用券購入カードを購入しようとする者は、回数券、定期券又は使用券購入カードの利用料金をそれぞれの発行を受けた際、指定管理者に納付しなければならない。
 - 3 前項の回数券の利用料金は、利用可能回数に相当する金額の100分の20以内の額を減額した額で、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。
 - 4 第2項の定期券の利用料金は、公園有料施設1回当たりの利用料金の60倍以内の額で、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。
 - 5 第2項の使用券購入カードの利用料金は、払込金額に100分の10以内の利用価額を付加する額で、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて定めるものとする。これを変更するときも、同様とする。
 - 6 前条第3項及び第4項の規定は、前3項の承認について準用する。
 - 7 回数券、定期券及び使用券購入カードの発行について必要な事項は、規則で定める。

(平17条例59・追加, 平19条例37・一部改正)

(利用料金の不還付)

第40条 既に納付された利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者が、自己の責によらない事由により利用することができないとき。
- (2) 利用者が、利用開始前に利用を取りやめる旨の申し出をしたとき。
- (3) その他市長が相当の事由があると認めたとき。

(平17条例59・追加)

(利用料金の減免)

第41条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用料金を減免することができる。

- (1) 市長が、公益を目的とする場合と認めるとき。
- (2) 市長が、営利を目的としない場合と認めるとき。
- (3) その他市長が減免することが適当と認める事由があるとき。

(平17条例59・追加)

(委任)

第42条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

(平8条例40・旧第28条繰下, 平16条例43・旧第29条繰下, 平17条例59・旧第34条繰下)

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和29年7月1日から適用する。
- 2 宇都宮市公園地及び施設使用料条例（大正3年3月31日条例第23号。以下「旧条例」という。）は、これを廃止する。
- 3 この条例施行の際現に設置されている公園等は、この条例によつて設置されたものとみなす。
- 4 この条例施行の際現に旧条例によつて許可を受けているものは、この条例によつて許可を受けたものとみなす。
- 5 この条例施行の日の前日までに、旧条例の規定によつてこの条例施行の日以後の使用料又は占用料を前納している者は、その使用料の金額とこの条例による使用料の金額との差額を納付しなければならない。

(上河内町及び河内町の編入に伴う経過措置)

6 上河内町及び河内町の編入の日（以下「編入日」という。）前に、上河内緑水公園設置及び管理に関する条例（平成4年上河内村条例第7号）、河内町都市公園条例（昭和59年河内町条例第17号。以下「河内町条例」という。）又は河内町総合運動公園体育施設設置、管理及び使用に関する条例（平成13年河内町条例第4号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

（平19条例37・追加）

7 編入日前に、河内町の区域内においてした行為に対する過料の適用については、なお従前の河内町条例の例による。

（平19条例37・追加）

附 則（昭和31年12月25日条例第42号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和33年4月1日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和34年4月11日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年3月28日条例第13号）

（施行期日）

1 この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

（宇都宮市営野球場使用条例の廃止）

2 宇都宮市営野球場使用条例（昭和24年条例第65号）は、廃止する。

附 則（昭和38年9月26日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和39年3月28日条例第27号）

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則（昭和39年10月5日条例第61号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年9月30日から適用する。

附 則（昭和40年3月30日条例第22号）

この条例は、昭和40年6月1日から施行する。

附 則（昭和40年9月22日条例第29号）

この条例は、昭和40年9月30日から施行する。

附 則（昭和41年6月30日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和41年9月27日条例第45号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、雀宮児童公園及び東原児童公園のそれぞれ位置に係る改正部分は、昭和41年9月30日から施行する。

附 則（昭和42年9月28日条例第31号）

この条例は、昭和42年9月30日から施行する。

附 則（昭和43年3月28日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和43年9月30日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年3月31日条例第20号）

この条例は、昭和44年5月5日から施行する。

附 則（昭和44年6月28日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和44年10月15日条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年4月1日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和45年6月20日条例第31号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例施行の際現に土地の占用許可を受けて公園施設を設置している者は、改正後の宇都宮市公園条例第7条の2の規定により公園施設設置の許可を受けたものとみなす。

附 則（昭和46年3月25日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和47年3月28日条例第21号）

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この条例は、昭和47年4月1日以後に使用許可を受けた分から適用し、同日前に使用許可を受けた分については、なお従前の例による。

附 則（昭和47年6月24日条例第32号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和48年3月28日条例第22号）

この条例は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年12月27日条例第46号）抄

この条例は、昭和49年1月12日から施行する。

附 則（昭和48年12月27日条例第53号）

この条例は、昭和49年1月12日から施行する。

附 則（昭和49年3月27日条例第7号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年3月27日条例第31号）

この条例は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年10月1日条例第52号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年3月24日条例第25号）

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則（昭和50年6月30日条例第38号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和51年3月26日条例第15号）

この条例中別表第1の改正規定は公布の日から、別表第2及び別表第3の改正規定は昭和51年6月1日から施行する。

附 則（昭和52年6月21日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年6月21日条例第34号）

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定による栃木県知事の告示の日から施行する。

（告示日 昭和53年3月1日）

附 則（昭和53年3月23日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和53年9月28日条例第36号）

この条例は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則（昭和54年3月17日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年9月26日条例第23号）

この条例は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則（昭和55年3月21日条例第21号）

この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定による栃木県知事の告示の日から施行する。

（告示日 昭和55年4月1日）

附 則（昭和55年3月21日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和55年9月2日条例第37号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和55年規則第67号で昭和55年11月23日から施行）

附 則（昭和56年3月24日条例第21号）

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。ただし、別表第2中体育施設の使用料を改定する改正規定は、規則で定める日から施行する。

（昭和56年規則第45号で別表第2の体育施設に係る使用料を改定する改正規定は昭和56年6月1日から施行）

附 則（昭和56年9月22日条例第43号）

この条例は、昭和56年10月1日から施行する。

附 則（昭和56年12月18日条例第47号）

この条例は、昭和57年2月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月24日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年9月24日条例第37号）

この条例は、昭和57年10月1日から施行する。

附 則（昭和57年12月22日条例第45号）

この条例は、昭和58年2月1日から施行する。

附 則（昭和58年3月23日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年3月21日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和59年12月21日条例第40号）

この条例は、昭和60年2月1日から施行する。

附 則（昭和59年12月21日条例第46号）

1 この条例は、昭和60年4月1日から施行する。

2 この条例施行の日の前日までに許可を受けた者に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月22日条例第13号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年6月27日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年12月20日条例第29号）

この条例は、昭和61年2月1日から施行する。

附 則（昭和61年3月22日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び別表第2の改正規定は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（昭和61年6月30日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和61年12月19日条例第44号）

この条例は、昭和62年2月1日から施行する。

附 則（昭和61年12月19日条例第50号）

この条例は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和62年3月20日条例第17号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年12月22日条例第38号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。ただし、別表第2の改正規定中、道場宿緑地野球場に係る部分は同年1月1日から、清原庭球場に係る部分は同年10月1日から施行する。

附 則（昭和63年3月23日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年6月23日条例第21号）

この条例は、昭和63年7月1日から施行する。

附 則（昭和63年6月23日条例第24号）

この条例は、昭和63年10月1日から施行する。

附 則（平成元年3月23日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年9月21日条例第48号）

この条例は、平成元年10月1日から施行する。

附 則（平成元年9月21日条例第50号）

この条例は、築瀬・下栗土地区画整理事業の換地処分に係る栃木県知事の公告があつた日の翌日から施行する。

（平成2年2月4日施行）

附 則（平成2年3月23日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条及び別表第2の改正規定は、平成2年7月1日から施行する。

附 則（平成2年9月19日条例第29号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年9月19日条例第30号）

この条例は、平成2年10月1日から施行する。

附 則（平成3年3月16日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条の表及び別表第2の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（平成3年規則第25号で平成3年4月26日から施行する）

附 則（平成3年6月20日条例第34号）

この条例は、平成3年7月1日から施行する。

附 則（平成3年12月20日条例第41号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 5 この条例の施行の際現に第18条の規定による改正前の宇都宮市公園条例又は第26条の規定による改正前の宇都宮市体育施設条例の規定により発行されている回数券は、それぞれ第18条の規定による改正後の宇都宮市公園条例又は第26条の規定による改正後の宇都宮市体育施設条例に規定する回数券とみなす。

附 則（平成4年3月24日条例第22号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 4 年 9 月 25 日 条例第 45 号）

この条例は、平成 4 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 23 日 条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 6 月 22 日 条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 9 月 28 日 条例第 30 号）

この条例は、平成 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 12 月 22 日 条例第 48 号）

この条例は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 23 日 条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 7 年 3 月 20 日 条例第 2 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 7 年 3 月 20 日 条例第 20 号）

この条例は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 12 月 19 日 条例第 36 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 22 日 条例第 24 号）

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 9 月 27 日 条例第 40 号）

この条例は、平成 8 年 10 月 10 日から施行する。ただし、第 8 条の表に美術館の項を加える改正規定及び第 28 条を第 29 条とし、第 27 条の次に 1 条を加える改正規定は、うつのみや文化の森の供用開始の告示の日から施行する。

附 則（平成 9 年 3 月 24 日 条例第 4 号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 5 この条例の施行の際現に第1条の規定による改正前の宇都宮市公園条例又は宇都宮市体育施設条例の規定により発行されている回数券は、それぞれ同条の規定による改正後の宇都宮市公園条例又は宇都宮市体育施設条例に規定する回数券とみなす。

附 則（平成11年12月17日条例第31号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成14年3月25日条例第19号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年9月30日条例第40号）

この条例は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年6月27日条例第31号）

この条例は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成15年12月19日条例第38号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月25日条例第22号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年12月27日条例第37号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成16年12月27日条例第43号）

この条例は、平成17年1月1日から施行する。

附 則（平成17年6月24日条例第59号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の第7条の3の規定により管理を委託している公園の管理については、地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）の施行の日から起算して3年を経過する日（同日前に地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき当該施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定に係る期間の初日の前日）までの間

は、なお従前の例による。

- 3 指定管理者に公園の管理を行わせる場合においては、当該管理を行わせる日前にこの条例による改正前の宇都宮市公園条例の規定により市長がした許可その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為（同日以後の使用に係るものに限る。）は、この条例による改正後の宇都宮市公園条例の規定により指定管理者がした許可その他の行為又は指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則（平成19年3月5日条例第37号）

この条例は、平成19年3月31日から施行する。

附 則（平成19年3月23日条例第65号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月21日条例第85号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年6月29日条例第34号）

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成23年12月20日条例第35号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第18号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月24日条例第2号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に第6条の規定による改正前の宇都宮市健康交流センター条例、第32条の規定による改正前の宇都宮市上河内地域交流館条例、第38条の規定による改正前の宇都宮市公園条例及び第48条の規定による改正前の宇都宮市体育施設条例の規定により発行されている回数券は、それぞれ第6条の規定による改正後の宇都宮市健康交流センター条例、第32条の規定による改正後の宇都宮市上河内地域交流館条例、第38条の規定による改正後の宇都宮市公園条例及び第48条の規定による改正後の宇都宮市体育施設条例に規定する回数券とみなす。

附 則（平成26年12月18日条例第50号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年12月26日条例第52号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年6月28日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月22日条例第22号）

この条例は、平成31年7月20日から施行する。

附 則（令和元年7月3日条例第2号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に第6条の規定による改正前の宇都宮市健康交流センター条例、第31条の規定による改正前の宇都宮市上河内地域交流館条例、第37条の規定による改正前の宇都宮市公園条例及び第47条の規定による改正前の宇都宮市体育施設条例の規定により発行されている回数券は、それぞれ第6条の規定による改正後の宇都宮市健康交流センター条例、第31条の規定による改正後の宇都宮市上河内地域交流館条例、第37条の規定による改正後の宇都宮市公園条例及び第47条の規定による改正後の宇都宮市体育施設条例に規定する回数券とみなす。

附 則（令和2年9月29日条例第44号）

この条例中第1条の規定は令和2年10月1日から、第2条の規定は同月5日から施行する。

附 則（令和2年12月23日条例第46号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月23日条例第53号）

この条例中第1条の規定は令和3年1月1日から、第2条の規定は同年4月1日から施行する。

附 則（令和3年7月1日条例第27号）

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

別表第1（第9条、第38条関係）

（平3条例41・全改，平5条例48・一部改正，平7条例20・旧別表第2繰上・一

部改正, 平7条例36・平8条例40・平11条例31・平14条例40・平15条例38・平16
 条例37・平17条例59・平19条例37・平19条例65・平19条例85・平22条例34・平
 23条例35・平24条例18・平26条例2・平30条例26・令元条例2・一部改正)

1 清原体育館

(1) 貸切使用

区分		金額 (1時間あたり)	
		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後9時 まで
主競技場	一般	2,410円	3,610円
	中学生以下	1,200円	1,800円
副競技場	一般	1,200円	1,700円
	中学生以下	590円	840円
柔道場	一般	310円	480円
	中学生以下	150円	230円
剣道場	一般	310円	480円
	中学生以下	150円	230円
バドミントンコート(1 面)	一般	480円	740円
	中学生以下	230円	360円
卓球場 (1台)	一般	310円	480円
	中学生以下	150円	230円
会議室			310円
控室			150円

(2) 個人使用

区分	金額
トレーニング室	1人1回 310円
主競技場・副競技場・柔道場・ 剣道場	1人1回 430円
	中学生以下 210円

2 野球場

区分	金額 (1時間あたり)	
	午前9時から午後5時	午後5時から午後9時

		まで	30分まで
宇都宮清原球場	一般	3,010円	3,380円
	中学生以下	1,490円	1,680円
宮原運動公園野球場	一般	2,150円	
	中学生以下	1,060円	
駒生運動公園野球場（1面）	一般	1,060円	1,220円
	中学生以下	520円	600円
御幸公園・鬼怒川緑地運動公園 石井緑地・柳田緑地・みずほの 中央公園・道場宿緑地の野球場 （1面）	一般	590円	
	中学生以下	280円	
清原南公園野球場	一般	830円	
	中学生以下	400円	
宇都宮清原球場の会議室			150円

3 ソフトボール場

区分		金額（1時間当たり）
		午前9時から午後5時まで
鬼怒川緑地運動公園石井緑地ソフトボ ール場（1面）	一般	340円
	中学生以下	160円
柳田緑地ソフトボール場（1面）	一般	340円
	中学生以下	160円
道場宿緑地ソフトボール場（1面）	一般	340円
	中学生以下	160円

4 サッカー場

区分		金額（1時間当たり）
		午前9時から午後5時まで
柳田緑地サッカー場（1面）	一般	340円
	中学生以下	160円

5 庭球場

区分	金額（1時間当たり）

		午前9時から午後5時 まで	午後5時から午後9時30 分まで
宮原運動公園庭球場（1面）	一般	340円	380円
	中学生以下	160円	180円
清原中央公園庭球場（1面）	一般	340円	380円
	中学生以下	160円	180円

6 プール

(1) 貸切使用

区分		金額（1時間当たり）
宇都宮駅東公園プール	一般	5,420円
	中学生以下	2,700円
河内総合運動公園屋内プール	一般	11,000円
	中学生以下	5,500円
河内総合運動公園屋内プール研修室		200円

(2) 個人使用

区分		金額	超過料金
宇都宮駅東公園プ ール	一般	1人1回 340円	
	中学生以下	1人1回 160円	
河内総合運動公園 屋内プール	一般	1人2時間 510円	1人1時間 200円
	中学生以下又は 65歳以上の者	1人2時間 250円	1人1時間 100円

(3) 団体使用（20人以上に限る。）

区分		金額	超過料金
河内総合運動公園 屋内プール	一般	1人2時間 410円	1人1時間 200円
	中学生以下又は 65歳以上の者	1人2時間 200円	1人1時間 100円

7 アーチェリー場

(1) 貸切使用

区分	金額（1時間当たり）	
	午前9時から午後5時ま で	午後5時から午後9時ま まで

		で		で
みずほの中央公園アーチェリー場	一般		710円	1,100円
	中学生以下		340円	530円

(2) 個人使用

区分		金額		
		午前9時から正午まで	正午から午後5時まで	午後5時から午後9時まで
みずほの中央公園アーチェリー場	一般	1人1回 310円	1人1回 310円	1人1回 480円
	中学生以下	1人1回 150円	1人1回 150円	1人1回 230円

8 多目的運動広場

区分		金額 (1時間あたり)
鬼怒川緑地運動公園石井緑地多目的運動広場芝グラウンド (1面)	一般	820円
	中学生以下	400円
鬼怒川緑地運動公園石井緑地多目的運動広場クレイグラウンド (1面)	一般	400円
	中学生以下	190円
河内総合運動公園多目的運動広場野球場 (1面)	一般	1,060円
	中学生以下	520円
河内総合運動公園多目的運動広場ソフトボール場 (1面)	一般	630円
	中学生以下	300円
河内総合運動公園多目的運動広場サッカー場	一般	1,560円
	中学生以下	770円

9 陸上競技場

(1) 貸切使用

区分		金額 (1時間あたり)
		午前9時から午後5時まで
河内総合運動公園陸上競技場	一般	2,610円
	中学生以下	1,300円
河内総合運動公園陸上競技場会議室		200円

(2) 個人使用

区分		金額	超過料金
河内総合運動公園	一般	1人2時間 200円	1人1時間 100円
	中学生以下又は 65歳以上の者	1人2時間 100円	1人1時間 50円

(3) 団体使用 (20人以上に限る。)

区分		金額	超過料金
河内総合運動公園	一般	1人2時間 150円	1人1時間 100円
	中学生以下又は 65歳以上の者	1人2時間 70円	1人1時間 50円

10 展望塔

区分		金額
八幡山公園	大人	190円 (30人以上の団体は, 1人100円)
展望塔	小学生及び中学生	90円 (30人以上の団体は, 1人50円)

11 ゴーカート

区分	金額
八幡山交通公園ゴーカート	1人1周 140円

12 教養施設

区分	金額		
	午前9時から正午まで	午後0時30分から午後5時まで	午後5時30分から午後9時30分まで
宇都宮城址公園 清明館和室(1室)	300円	460円	410円

13 売店等

(1) 売店

区分			金額
常設	宇都宮清原球場	大	年額 81,660円
		小	年額 54,430円
臨時	体育施設の屋内	1平方メートル日額87円 (10円未満の端数が生じたときは, その端数を切り捨てた額)	
	体育施設の屋外	1平方メートル日額43円 (10円未満の端数が生じた	

	ときは、その端数を切り捨てた額)
--	------------------

(2) 広告施設

区分	金額
宇都宮清原球場	1区画年額715,000円を超えない範囲内で、市長が定める額

14 バーベキューパーク

区分	金額
みずほの自然の森公園バーベキューパーク	1炉につき日額 1,030円

15 イベントスペース

区分	金額
みずほの自然の森公園イベントスペース	日額 47,660円

備考（展望塔、交通公園及び教養施設を除く施設に適用する。）

- 1 この表の金額は、アマチュア・スポーツ又はレクリエーション活動（以下「アマチュア・スポーツ等」という。）に使用し、かつ、入場料又はこれに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しない場合の額とする。
- 2 入場料等を徴収する場合の金額は、シャワーを使用する場合を除き、当該施設に係る金額の2倍とする。
- 3 アマチュア・スポーツ等以外に使用する場合で、使用者が営利活動の一部として行う興業、商業宣伝、招待その他これらに類するもの（以下「興業等」という。）に使用する場合の金額は、当該施設に係る金額の10倍（入場料等を徴収する場合は20倍）の額とする。
- 4 アマチュア・スポーツ等以外に使用する場合で、興業等以外に使用する場合の金額は、当該施設に係る金額の2倍（入場料等を徴収する場合は4倍）の額とする。
- 5 宇都宮清原球場をプロ・スポーツに使用し、かつ、入場料等を徴収する場合の金額は、1時間につき60,200円をもつて計算した金額に入場料等の最高額の200倍に相当する金額を加算した額とする。
- 6 清原体育館の施設の半面のみを使用する場合の使用料の金額は、当該施設の使用料の2分の1の額（10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 7 貸切使用の施設のうち、各使用時間帯において特に支障がないと認めるときは、30分単位で使用を許可することができる。
- 8 前項の場合における単位当たりの使用料の金額は、各使用時間帯の金額を単位時間

で除した額（10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 9 各使用時間帯は、準備、後片付け等の時間を含むものとする。
- 10 貸切使用する場合で、やむを得ない理由により許可を受けた使用時間帯を超えて使用するときの金額は、1時間（1時間未満は1時間とする。）につき当該施設に係る金額の1時間相当額の1.25倍の額（10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 11 公園有料施設の附属設備の使用料の額は、1時間につき1,100円（照明設備にあつては、1時間につき15,400円）を超えない範囲内で、市長が別に定める額（アマチュア・スポーツ等以外に使用する場合の照明設備の使用料の額は、興行等にあつては当該額にその10倍の額を、興行等以外にあつては当該額にその2倍の額をそれぞれ加算した額）とする。
- 12 売店を臨時に設置する場合において、その面積が1平方メートルに満たない場合又はその面積に1平方メートル未満の端数がある場合は、これらの面積を1平方メートルとして計算する。
- 13 中学生以下の者が午後5時以降に使用する場合は、指導者が引率する場合に限り許可するものとする。
- 14 トレーニング室の使用は、一般のみとする。
- 15 次の各号に掲げる施設の貸切使用の使用料は、当該各号に定める施設の使用料を含むものとする。
 - (1) 河内総合運動公園屋内プール 河内総合運動公園屋内プール研修室
 - (2) 河内総合運動公園陸上競技場 河内総合運動公園陸上競技場会議室
- 16 イベントスペースを使用する場合の金額は、1の項から4の項までの規定にかかわらず、入場料等を徴収する場合に限り、当該施設に係る金額の10倍の額とする。

別表第2（第16条関係）

（平3条例41・全改，平7条例20・旧別表第3繰上，平7条例36・平11条例31・平15条例38・平16条例37・平23条例35・平26条例2・平28条例52・令元条例2・令2条例46・一部改正）

1 占用の許可の期間が1月以上の場合

占用物件	金額	
鉄塔・配電塔その他これらに類するもの	1平方メートルにつき年額	880円

電柱・支柱・支線その他これらに類するもの	1本につき年額	1,500円
架空線・地下埋設物	外径が0.1メートル未満のもの	1本1メートルにつき年額 150円
	外径が0.1メートル以上のもの	1本1メートルにつき年額 220円
公衆電話所	1基につき年額	1,200円
写真機（営業目的に限る。）	1台につき年額	18,260円
常設住宅	1平方メートルにつき年額	450円
常設飲食店	1平方メートルにつき年額	810円
臨時売店	1平方メートルにつき日額	20円
一時的に設ける仮設工作物	1平方メートルにつき日額	10円
その他のもの	1平方メートルにつき年額	570円

2 占用の許可の期間が1月未満の場合

占用物件	金額	
鉄塔・配電塔その他これらに類するもの	1平方メートルにつき	80円60銭
電柱・支柱・支線その他これらに類するもの	1本につき	137円50銭
架空線・地下埋設物	外径が0.1メートル未満のもの	1本1メートルにつき 13円70銭
	外径が0.1メートル以上のもの	1本1メートルにつき 20円10銭
公衆電話所	1基につき	110円
写真機（営業目的に限る。）	1台につき	1,673円80銭
常設住宅	1平方メートルにつき	41円20銭
常設飲食店	1平方メートルにつき	74円20銭
臨時売店	1平方メートルにつき日額	22円
一時的に設ける仮設工作物	1平方メートルにつき日額	11円
その他のもの	1平方メートルにつき	52円20銭

備考

- 1 面積が1平方メートルに満たないとき又は面積に1平方メートル未満の端数があるときは1平方メートルと、長さが1メートルに満たないとき又は長さに1メートル未満の端数があるときは1メートルとして計算する。
- 2 金額が年額で定められている占有物件に係る占有の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもつて計算し、当該期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは1月として計算する。